

認定ドナーコーディネーター協議会規約

(目的)

第1条

本会は、認定ドナーコーディネーターの研修・認定・更新等の業務を実施し、臓器提供候補者の家族への臓器提供に係る説明・同意取得等の業務を適正に実施できるようにすること等を通じ、臓器提供者の尊い意思を確実に反映し、臓器移植医療の質の向上と発展を促し、もって国民の福祉に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条

本会は、認定ドナーコーディネーター協議会と称する。

(事務局)

第3条

事務局は、一般社団法人日本集中治療医学会内に設置する。

第4条

事務局は、本会の運営、認定ドナーコーディネーター研修の実施及び審査に係る事務全般を取り扱う。なお、本会の予算及び決算は、理事会の承認を得なければならない。

第5条

事務局は、以下について、年に1回、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室に報告する。

- ① 認定ドナーコーディネーターの認定状況
- ② 当該認定ドナーコーディネーターの所属機関の異動状況
- ③ その他、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室が求める事項

(会員)

第6条

1) 本会の会員は以下から構成される。

- ① 一般社団法人日本救急医学会
- ② 一般社団法人日本脳神経外科学会
- ③ 一般社団法人日本集中治療医学会
- ④ 日本移植コーディネーター協議会
- ⑤ 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク
- ⑥ その他理事会が必要と認める者

2) 本会の会員は、理事会にて審議し、承認を得て入会となる。

(役員)

第7条

本会は、前条の1)の⑥「その他理事会が必要と認める者」以外の各会員より指名された2名の理事を置くものとする。

第8条

- 1) 本会には会長1名を置く。会長は理事の互選により理事会において選出する。
- 2) 必要がある場合、理事会の承認を得て、副会長を2名まで置くことができる。
- 3) 副会長は会長が指名し、理事会の承認を得る。
- 4) 本会には幹事1名と監事2名を置く。幹事と監事は理事の互選により理事会において選出し、会長が委嘱する。

第9条

本会の役員の職務は次の通りとする。

- ① 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
- ③ 幹事は、会長の指示により、庶務、会計、渉外などの会務を分掌する。
- ④ 監事は、本会の業務及び経理を監査する。

第10条

役員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(会議)

第11条

本会の会務を遂行するために次の会議を置く。

- ① 理事会
- ② 委員会

(理事会)

第12条

理事会は、原則年2回開催し、本規約、認定ドナーコーディネーターの制度、研修、審査に係る事項、その他必要な事項を協議するものとする。開催方式については問わない。

(委員会)

第13条

以下の委員会を設置する。

- ① 認定ドナーコーディネーター制度・審査委員会（以下「制度・審査委員会」という。）
- ② 認定ドナーコーディネーター研修委員会（以下「研修委員会」という。）

第 14 条

委員は、会員のうち、理事会の議を経て選定した者によって構成される。

第 15 条

制度・審査委員会は、認定ドナーコーディネーター制度規則の運用を管理し、運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、認定ドナーコーディネーターの認定及びその更新に関する業務を担当する。

第 16 条

研修委員会は、認定ドナーコーディネーター制度の質の担保を目的とし、研修内容の検討及び研修の実施に関する業務を担当する。

第 17 条

本会の年会費は、当面の間、無料とする。

(認定)

第 18 条

本会の会長は、制度・審査委員会の審査結果をもって理事会で承認された認定ドナーコーディネーターとして適格と認めるものに対し、認定証を交付する。

(補則)

第 19 条

本規約は、理事会の議を経て変更することができる。

(細則)

第 20 条

この規約に定めるもののほか、各委員会の運営等に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

この規約は、令和 8 年 5 月 25 日から施行する。

令和 8 年 5 月 25 日 制定

令和 8 年 6 月 22 日 改訂